

「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」開催要領

令和元年6月7日
消費者庁

1. 趣旨・目的

消費者庁では、成年年齢引下げに向けた動きを踏まえ、消費者が主役の社会の一人として行動できるような自立した消費者を育成することを目指し、平成29年3月に消費者教育教材「社会への扉」を作成した。

特別支援学校においても、本教材を活用した授業を実施していただいているが、障がいのある生徒に配慮した教材を提供してほしいという要望も頂いているところである。

「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）では、特別支援学校において実践的な消費者教育が実施できるよう、障がい種別ごとの特性を把握するとともに、教育上の配慮すべき点を整理し、特別支援学校における消費者教育の在り方や具体的な支援策につなげるための意見交換を行う。

2. 検討課題

- (1) 障がい種別ごとの障がい特性について
- (2) 障がい種別ごとの教育上の配慮について

3. 意見交換会の進め方

- (1) 令和2年3月末を目途に取りまとめを行う。

4. 委員等

- (1) 委員等は、別紙の者で組織する。
- (2) 意見交換会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、意見交換会を総括する。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

5. 運営

- (1) 意見交換会の庶務は、消費者行政新未来創造オフィスにおいて処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に意見交換会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 意見交換会は、自由闊達な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
- (4) 意見交換会の資料は、原則として意見交換会終了後速やかに消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるとき、その他正当な理由があると認めるときには、資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (5) 意見交換会の終了後、発言要旨を記載した議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) この要領のほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」委員等名簿

(委員)

井上 とも子^{いのうえ ともこ} 国立大学法人鳴門教育大学大学院学校教育研究科 特命教授

上田 利沙^{うえた りさ} 徳島県立鴨島支援学校 教諭

大久保 秀昭^{おおくぼ ひであき} 徳島県教育委員会特別支援教育課 指導主事

蔭岡 絵美^{かげおか えみ} 徳島県立徳島視覚支援学校 教諭

紀川 功充^{きがわ よしみつ} 徳島県保健福祉部精神保健福祉センター相談・地域支援担当 課長補佐

黒田 亜紀^{くろだ あき} 徳島県立国府支援学校 教諭

坂本 有芳^{さかもと ゆか} 消費者庁（消費者行政新未来創造オフィス） 客員主任研究官

佐野 和明^{さの かずあき} 社会福祉法人愛育会障害者就業・生活支援センターわーくわく 支援ワーカー

鈴江 悦子^{すずえ えつこ} 徳島県立徳島聴覚支援学校 教諭

谷口 和子^{たにぐち かずこ} 徳島県保健福祉部発達障がい者総合支援センター相談・就労支援担当 係長

都築 睦美^{つづき むつみ} 徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 班長

西宮 知子^{にしみや ともこ} 徳島県立ひのみね支援学校 教諭

原田 智子^{はらだ ともこ} 徳島県保健福祉部障がい者相談支援センター地域支援・知的障がい担当 課長補佐

藤枝 奈保子^{ふじえ なほこ} 徳島県立みなと高等学園 教諭

(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課